

各道立学校長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁総務政策局長
北海道教育庁学校教育局長

「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」について（通知）

適正な部活動指導については、平成21年度に策定した「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」に基づき、平成25年度の「時間外勤務等縮減推進会議」において、「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）を決定し、平成26年3月14日付で貴職及び関係団体へ周知するとともに、毎年度の「時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」に位置付け、部活動休養日の設定等の取組を進めているところです。

平成25年度の申し合わせは、運動部活動指導の見直しについて運動部活動の関係団体との間で行ったものでありますが、文化系の部活動につきましても、部活動休養日の設定など「望ましい部活動の在り方」で示されている項目に取り組む必要がありますことから、別記のとおり、申し合わせの関係団体に北海道高等学校文化連盟を加え、文化系の部活動を含む部活動指導の見直しに係る申し合わせとし、平成29年1月開催の「時間外勤務等縮減推進会議」で決定したところです。

つきましては、次のとおり新たに決定した申し合わせを通知しますので、貴職におかれましては、所属職員への指導や児童・生徒、保護者の理解を促すなどの取組を行うなど、部活動休養日の設定等の取組がより実効あるものとなるよう、特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」全文及び新旧対照表
別紙のとおり
- 2 申し合わせの関係者
 - (1) 北海道都市教育委員会連絡協議会及び北海道町村教育委員会連合会（以下「市町村教委連」という。）
 - (2) 北海道中学校長会及び北海道高等学校長協会（以下「中・高校長会」という。）
 - (3) 北海道中学校体育連盟及び北海道高等学校体育連盟（以下「中・高体連」という。）
 - (4) 北海道高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）
 - (5) 北海道PTA連合会及び北海道高等学校PTA連合会（以下「PTA連合会」という。）
 - (6) 北海道体育協会（以下「道体育協会」という。）
- 3 申し合わせの関係者への通知
 - (1) 市町村教委連に対して、構成員へ当該申し合わせを周知するとともに、部活動休養日の設定等の取組をより実効あるものとするため指導等に取り組むなど配意願いたい旨を依頼する。
 - (2) 中・高校長会、中・高体連、高文連及びPTA連合会に対して、それぞれの構成員へ当該申し合わせを周知するとともに、申し合わせの背景、観点及び学校の取組を確認するなど部活動休養日の設定等の取組がより実効あるものとなるよう配意願いたい旨を依頼する。
 - (3) 道体育協会に対して、構成員へ当該申し合わせを周知するなど部活動指導の見直しに係る取組がより実効あるものとなるよう配意願いたい旨を依頼する。
- 4 参考添付
 - (1) 市町村教委連への依頼（写）
 - (2) 中・高校長会、中・高体連、高文連及びPTA連合会への依頼（写）
 - (3) 道体育協会への依頼（写）
 - (4) 平成28年度時間外勤務等の縮減に向けた重点取組

(総務政策局教職員課サービス制度グループ)
(学校教育局義務教育課学力向上推進グループ)
(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)
(学校教育局健康・体育課学校保健・体育グループ)

担当：総務政策局教職員課サービス制度グループ 山崎
電話：011-204-5723（直通）
e-mail:yamazaki.takayuki@pref.hokkaido.lg.jp